

指導医申請を希望される方

暫定指導医の資格を有する専攻医は、「暫定指導医資格の免除規定」を選択して合格した場合は自動的に小児血液・がん専門医および指導医になれます。

「通常の専門医申請（免除規定なし）」または「血液専門医の免除規定」を利用して受験した場合は、合格しても自動的に小児血液・がん専門医指導医にはなりません。

暫定指導医資格を有する専攻医が「暫定指導医資格の免除規定」以外を選択した場合は、小児血液・がん専門医試験に合格した後で、下に示す条件を揃えて改めて小児血液・がん指導医申請を行うことになります。この際、認定料は免除されます。

また、小児血液・がん指導医の認定は小児血液・がん専門医認定と同じ日時、すなわち翌年度の4月1日付で小児血液・がん専門医および指導医になれます。

◇暫定指導医資格を有する専攻医が「血液専門医資格の免除規定」を選択して小児血液・がん専門医試験に合格した後に、小児血液・がん指導医の申請をするのに必要な要件と追加提出書類

(<https://jspoho.jp/pdf/specialist/index/comparison.pdf> および専門医制度施行細則付則5 もご参照下さい)

1. 小児血液・がん暫定指導医であること
2. 5例の経験症例の追加・直近5年間に経験し、疾患領域は問わない（指導医認定に必要とされる経験症例は20例以上ですが、血液専門医の資格を有する免除規定を利用した場合の経験症例は15例であるため、追加5例が必要）
3. 30単位の研修単位の追加・研修期間を問わない（指導医認定に必要とされる合計研修単位は100単位以上ですが、血液専門医の資格を有する免除規定を利用した場合の研修単位は70単位であるため、30単位の追加が必要）
4. 2件の発表件数の追加・直近5年間に発表し、筆頭演者である必要はない（指導医認定に必要とされる発表件数は5件ですが、血液専門医の資格を有する免除規定を利用した場合の発表件数は3件であるため、2件の追加が必要）

追加提出書類：

1. 指導医認定申請書
2. 小児血液・がん暫定指導医認定証の写し
3. 5例の経験症例一覧
4. 30単位の研修単位の追加出席記録（参加証の写しを添付）

5. 2 件の発表件数の追加リスト（抄録の写しを添付）

◇暫定指導医資格を有する専攻医が「免除規定」を利用せずに小児血液・がん専門医試験に合格した後に、小児血液・がん指導医の申請をするのに必要な要件と追加提出書類

（<https://jspgho.jp/pdf/specialist/index/comparison.pdf> および専門医制度施行細則付則 5 もご参照下さい）

1. 小児血液・がん暫定指導医であること
2. 2 件の発表件数の追加・直近 5 年間に発表し、筆頭演者である必要はない（指導医認定に必要とされる発表件数は 5 件ですが、免除規定のない通常の申請を行った場合の発表件数は 3 件であるため、2 件の追加が必要）

追加提出書類：

1. 指導医認定申請書
2. 小児血液・がん暫定指導医認定証の写し
3. 2 件の発表件数の追加リスト（抄録の写しを添付）